

ステップアップ 畜産！



西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）
〒370-0074 高崎市下小島町 233
TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260



～記事～

- ★前橋市の豚熱発生事例（県内 10 例目、11 例目）
- ★春の野生イノシシにおける豚熱ウイルスの動き -観音山丘陵に注意-
- ★野鳥に効果的なテグスを使用した防疫対策事例
- ★アフリカ豚熱のアジアでの発生状況と畜産物の検疫状況
- ★堆肥の販売には届出が必要です
- ★定期報告書の提出をお願いします！

～別添資料～

- ★家畜ふん堆肥の調査に御協力ください！（西部農業農畜産課）

★前橋市の豚熱発生事例（県内 10 例目、11 例目）

令和 7 年 1 月、2 月、前橋市において 2 例の豚熱が発生しました。発生農場では、発熱による「パイルアップ」や免疫力低下による農場の病原体における症状（PRRS 様、下痢）の悪化や広がり確認されていました。

豚熱発生は、免疫の空白期間がある離乳豚で発見される可能性が高いため、離乳豚において豚熱ワクチン接種前後で死亡や元気消失、慢性的な下痢などがみられましたら、家畜保健衛生所もしくは管理獣医師へ通報してください。

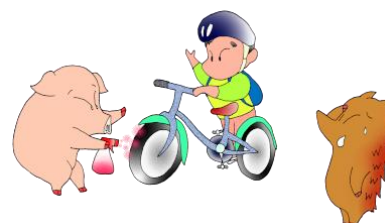


【県内 10 例目・11 例目の防疫措置状況】

事例	殺処分開始	殺処分終了	殺処分頭数	防疫措置完了	従事者数
県内 10 例目	1 月 23 日	1 月 28 日	5,529 頭	2 月 3 日	1,540 人
県内 11 例目	2 月 21 日	2 月 28 日	7,944 頭	3 月 10 日	2,143 人

※防疫措置従事者：他県獣医師、市町村職員、JAグループ、建設業協会、農村整備建設協会、トラック協会、バス事業協同組合、民間防除事業者、民間警備事業者及び県職員

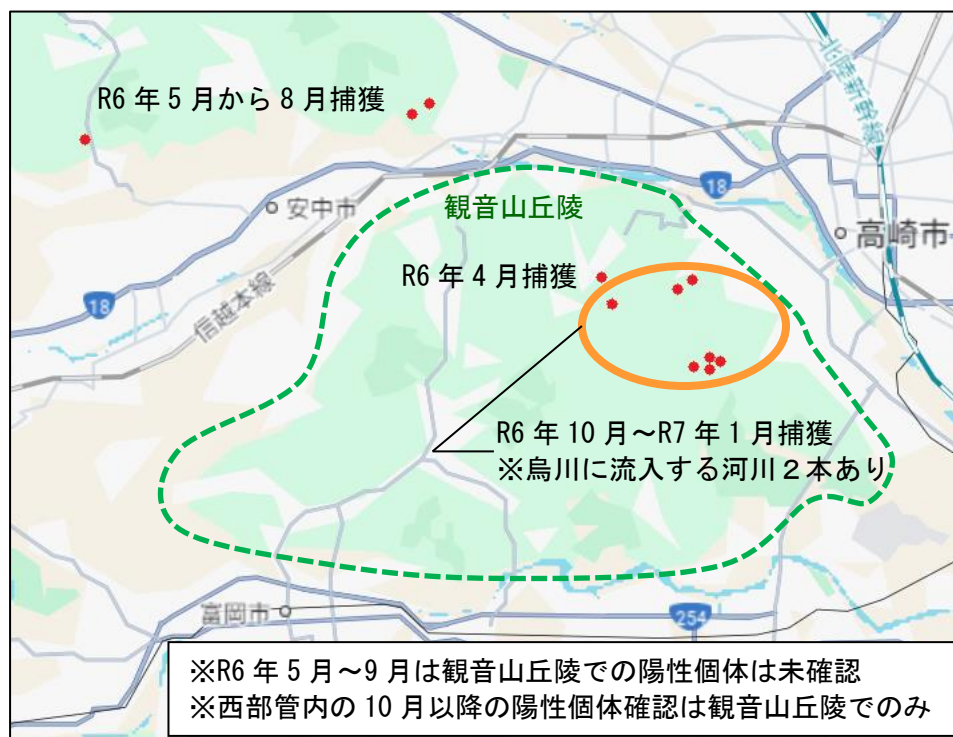
この地域では、令和 6 年 12 月と本年 3 月に野生イノシシで豚熱陽性が確認されており、野生イノシシの繁殖期に豚熱感染が拡大し、環境中のウイルス量が増えていたと推察されます。



★春の野生イノシシにおける豚熱ウイルスの動き -観音山丘陵に注意-

令和5年度の野生イノシシにおける豚熱陽性率が今までにない高い傾向にあったため、6年度は野外での豚熱ウイルスの動きを注視し、随時情報提供を行ってきました。

観音山丘陵では令和6年4月（イノシシ子育期）に1頭の陽性個体を確認、5月～9月は陽性個体未確認でしたが、10月～令和7年1月（繁殖期）には7頭の陽性個体が確認され、一地域で繁殖期の活動によって野生イノシシの間でウイルスの伝播があったことが確認されました（参考：管内検査頭数300頭）。



観音山丘陵および近郊での野生イノシシにおける豚熱陽性個体確認場所

これから野生イノシシは子育期を迎え、豚熱に対する免疫力を持たない幼獣（ウリ坊）が増加し動き回ります。豚熱ウイルスに感染したウリ坊は、捕獲されることなくすぐに死亡するため、捕獲して陽性個体として確認することができません。そのため、春以降の野生イノシシの豚熱陽性率は低い傾向になりますが、環境中のウイルス量はウリ坊によって増幅されることから、多くなると予想されます。実際、令和4年3月から9月にかけて、栃木県、茨城県、群馬県の山地が続いている地域で連続8件の豚熱が発生しています。

引き続き、環境中の豚熱ウイルスを農場および豚舎に持ち込まないように、防疫対策の徹底をお願いいたします。

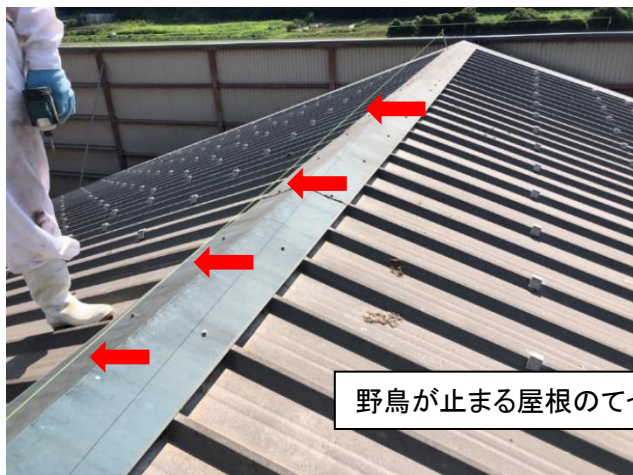
- ・観音山丘陵のイノシシは河川沿いに極めて多く確認
- ・移動ルートに河川を利用し分布拡大

周辺に川や水場がある農場は、**厳重警戒！！**



★野鳥に効果的なテグスを使用した防疫対策事例

豚熱ウイルスや鳥インフルエンザウイルスなど、野外に存在するウイルスの農場内・畜舎内侵入には、野生鳥獣が関与しています。野鳥対策として、テグスを畜舎屋根や空間に張り巡らせることで野鳥が止まれる場所をなくし、飛来を少なくさせることが有効であるとの報告があり、実践している農場がありますので、紹介いたします。



野鳥が止まる屋根のてっぺんや縁にテグスを張る



野鳥の休憩場所になりそうな屋根裏前にテグスを垂らしたり、屋根の構造物にテグスを張る



こぼれ餌などの誘因物の除去が基本ですが、テグスや防鳥ネット等で物理的な侵入防止・飛来阻害、音や光、忌避剤などで野鳥の嫌がる環境を作ることでも重要です。

★アフリカ豚熱のアジアでの発生状況と畜産物の検疫状況

2018 年以降、中国をはじめアジア各地で発生が確認され、2024 年にはスリランカで初発生し、インドネシア、インド、ベトナムでも新たな発生が報告されています。爆発的な発生により、現在、アジアで発生していない国は、日本と台湾のみとなっています。

動物検疫所では、畜産物の輸入検疫を毎月約 4 万件実施していますが、その半数以上が検査不合格（持ち込み禁止のため廃棄）となり、その一部でアフリカ豚熱のモニタリング検査を実施しています。アフリカ豚熱ウイルス遺伝子検査陽性となった事例は、2025 年 1 月末までに、旅客携帯品で 178 例、国際郵便物で 81 例で、そのうち、4 事例ではアフリカ豚熱ウイルス分離検査陽性(生きたウイルス)でした

（動物検疫所 HP より）。

令和 6 年における外国人入国者数は約 3,678 万人で過去最高であり（出入国在留管理庁 HP より）、アフリカ豚熱ウイルスが日本へ持ち込まれるリスクは極めて高い状況が継続、もしかしたら、すでに持ち込まれている可能性もあります。

養豚場においては、「豚熱およびアフリカ豚熱の脅威がすぐそこにある」と危機意識を持ち、防疫対策をお願いします。



農場における防疫対策のポイント



雑草、樹木が成長する前に防護柵の点検、伐採、除草の準備を！！！！

★堆肥の販売には届出が必要です

これから暖かくなり、耕作の準備が始まると、堆肥の需要が増加します。生産した堆肥を他者に販売する場合は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、「特殊肥料生産業者届出書」（第22条）及び「肥料販売業務開始届出書」（第23条）を県知事に届け出る必要があります。詳しくは群馬県農政課ホームページの「特殊肥料の生産について」及び「肥料の販売について」をご覧ください。

また、堆肥を散布する際は、強風の日は避け、風向きにも注意していただくとともに、散布後は、すみやかに耕耘をお願いします。

★定期報告書の提出をお願いします！

家畜伝染病の発生予防やまん延防止対策を図るため、家畜を飼養する全ての所有者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を知事あてに報告することが義務付けられています。

提出期限は令和7年2月28日でしたが、未提出の方は提出をお願いします。
また、報告内容の確認等を随時行っていますので、ご協力をお願いします。

令和6年度から定期報告等の手続きが電子化されています

行政手続きの電子化に伴い、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用した手続きが令和6年度から可能となっています。電子申請の手続きをする場合は、事前に eMAFF ID の取得をお願いします。

手続きの電子化にあたりスマホ向けアプリ「飼養衛生ポータル」も利用できます。これまで同様、紙面での報告も可能ですが、オンライン申請を是非ご活用ください。

【電子化される手続き】

- ・令和7年2月提出の定期報告（全家畜の所有者）
- ・令和7年5月からの豚等の一斉点検（豚等の所有者）
- ・令和6年10月から家きんの一斉点検は稼働中（家きんの所有者）



西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233

TEL 027-362-2261 (緊急時 24 時間対応) FAX 027-362-2260

★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。